

付加条例の検討について

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）では、地方公共団体が条例を定め、移動等円滑化基準に適合させなければならない建築物の用途や規模、必要な基準を付加することができる。（以下「付加条例」という。）
- ・ バリアフリー法（付加条例を含む。）の規定は建築確認により審査され、適合しない場合は建築することができない。
- ・ 人街条例の規定の一部を付加条例に関連づけることにより、適合率向上を図ることができる。

○イメージ図

